《別 紙》

1 行政委員会の概要

	20年度 決算(円)	円 4,116,000	3,544,000	4,212,000	1,476,000	J 17,824,239	30 179 939
整融	金額	委員長 145,000円 委員 99,000円	委員長 75,500円 委員 45,500円	離見 145,000円 離会選出 61,000円	委員長49,000円 委員 37,000円	会長 71,000円 副会長 61,000円 委員 56,000円	「決管額」小計「
	太区	月額	月額	月額	月額	月額	
	任期	4年	4年	4年(議会選出委 員は議員の任期)	4年	3年	
	選任方法	議会の同意を得て長 が任命	議会において選挙 (同数の補充員も同 時に選挙)	議会の同意を得て長 4年(議会選出委が任命	議会の同意を得て長 が任命	選挙② 組合推薦につき 長が選任受 議会推薦につき受 議会推薦につき長が選任	
奏	資格	①長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育・学術 及び文化に関して識見を有するもの ②3人以上が同一の政党に所属しないこと	①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有するもの。 したもの ②2人以上が同一の政党その他の団体に所属しないこと	①職見委員:人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(1人以上は、当該地方公共団体の常勤の職員でなかったもの) ②議会選出委員:議員	①人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者 ②2人以上が同一政党に所属しないこと	①選挙による委員:耕作の業務を営む者等による選挙において選出された者 ②選任による委員:農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区が推薦した理事農等(各1人)・議会が推薦した理事農等(養1人)・議会が推薦した	
	定数	5 (1名久)	4.	3 [戴見2 議会1]	က	27 [選举20 選任7 (1名欠)]	
中東行	<u> </u>	教育機関の管理、学校の組織編成等教育・学術・文化に関す事務の執行	公職等の選挙に関する事務の管理、選挙に関する周知・啓発等	財務に関する事務の教行等の監査、決 算等の審査、財政援助団体の監査、住 民からの請求の監査等	勤務条件に関する措置要求の審査等及 び不利益処分についての不服申立の裁 決等、職員団体の登録等	農地法等により権限事項とされた農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持、農地等の交換分合その他の事項	
	张 ※	地方教育行政の組織及び 運営に関する法律 \$2~ 15	地方自治法 \$ 181~194	地方自治法 \$ 195~202	地方自治法 \$ 202-2 地方公務員法 \$ 7~12	地方自治法 \$ 202-2 農業委員会等に関する法 律 \$ 3~35	
7. 水平	仁 权	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	- 35 - 35 - 35	農業委員会	

※ 「設置根拠」は、地方自治法138条の4・第180条の5

48,000

16,000円

日額

3年

議会の同意を得て長 が任命

①当該市町村の住民②市町村税の納税義務者③固定資産の評価についての学職経験を有する者

က

固定資産課税台帳に登録された価格に 関する不服の審査決定

地方自治法 \$ 202-2 地方稅法 \$ 423~436 生駒市稅条例 \$ 86·86-2

固定資産 評価審査委員会 [決算額 合計] 30,220,239

行政委員の出務等の状況

 $^{\circ}$

教育委員会

	11111111	28	93	100%	29	3, 987, 900	42,881	38,689	92	105	%86	83	4, 116, 000	39, 200	28, 337	77	110	%86	81	4, 116, 000	37, 418	27,889	70	103	%66	2.2	39,833	31,639
☆ □	委員	30	99	100%	99	2, 385, 900	36, 706	33, 369	34	63	%26	28	2, 376, 000	37,714	26,010	37	0.2	%96	80	2, 376, 000	33,943	25,617	34	99	%86	82	36, 121	28, 332
	委員長	28	28	100%	89	1,602,000	57, 214	50, 483	42	42	100%	82	1, 740, 000	41, 429	31,868	40	40	100%	82	1, 740, 000	43,500	31,713	37	37	100%	92	47, 381	38,025
(外	1==	36	53		26				46	61		109				49	69		105				44	61		104		
員会の会議以外	委員	17	34		26		/		19	34		117		/		23	43		102		//		20	37		105		/
奏	委員長	19	19		96	/			27	27		66				26	26		110	/			24	24		102		
Selte.	+==	13	40	100%	36			/	15	44	%86	22			/	14	41	%86	99			/	14	42	%66	20		
委員会の会議	委員	13	31	100%	35		/		15	29	%26	22		/		14	27	%96	22		/		14	29	%86	20		/
12W	委員長	6	6	%001	40	//			91	15	%001	29	//			14	14	%001	99	//			13	13	100%	51		
			(延べ日数)		(分)	(其	及酬箱)報酬額		(延べ日数)		(分)	(支	及酬箱)報酬額		(延べ日数)		(分)	(其	及酬⁄額)報酬額		正ベ日数)		(安)	及酬箱)報酬額
12	$\triangle \mathcal{I}$	開催·実施日数	出席委員数(3	出席率	平均所要時間	報酬総額 (決算	人1日当たり報酬額	人1時間当たり報酬額	開催・実施日数	員数	出席率	平均所要時間	報酬総額 (決算)	人1日当たり報酬額	人1時間当たり報酬額	開催・実施日数	出席委員数(3	出席率	平均所要時間	報酬総額(決算	人1日当たり報酬額	人1時間当たり報酬額	開催·実施日数	出席委員数 (延ベ日数)	出席率	平均所要時間	人1日当たり報酬額	人1時間当たり報酬額
199	<u></u>	1夕 開			本 4.7	報	3名 1)	1)	1夕 開	_		7 2	報	3名 1)	1		H 円 円		本 4.7	報	3名 1)	1	選	丑	丑	計	1	
来 正 孝	※ 貝沙	Ж П	安 貝及	₩ II	※河		仙		11日	※ 貝皮	Ж П	Ж Щ		仙		大 山 河	※ 貝皮	₩ II	※ 員		仙			/				
升	十人及		-		H18年度					**		H19年度					- 1		H20年度						3カ年度	平均		

現地確認、相談業務、決裁業務等公式な活動

^{※「}委員会の会議以外」=委員会以外の会議・研修・行事等への出席、視察、現地確認、 ※「出務日数」=同一日に複数の用務があった場合は、主たる用務に計上 ※「1人1日当たり報酬額」=「報酬総額(決算)」/「出席委員数(延べ)」 ※「1人1時間当たり報酬額」=「1人1日当たり報酬額」/「平均所要時間(分)」×60分 ◎教育委員長・教育長:H18.7.1就任(教育長は別途給与支給のため上表に含まない)

行政委員の出務等の状況

選挙管理委員会

开	米匹	*	\ \ \ \ \	KK	委員会の会議	議	奏員	委員会の会議以外	以外		仙	
十	安月多	交	$\triangle \mathcal{H}$	委員長	委員	1111111	委員長	委員	111111111111111111111111111111111111111	委員長	委員	111111111111111111111111111111111111111
	米目匠	1 1/2	開催·実施日数	1	13	13	23	8	31	36	21	22
		Ē.	出席委員数 (延べ日数)	13	39	52	23	24	47	36	69	66
		94	出席率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H17年度		D T	平均所要時間 (分)	96	68	91	167	429	301	142	218	190
			報酬総額 (決算)							906, 000	1, 638, 000	2, 544, 000
	仙	4名	1人1日当たり報酬額	<u></u>	/			/		25, 167	26,000	25,697
			1人1時間当たり報酬額		7	\int		7	/	10,634	7, 156	8, 115
	Ж П	1 12	開催·実施日数	1	12	12	24	2		36	17	53
		<u> </u>	出席委員数 (延べ日数)	12	34	46	24	15	36	36	49	85
	米 四	46	出席率	100.0%	94.4%	92.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96. 1%	97.3%
H18年度			平均所要時間(分)	100	88	91	22	119	08	70	26	98
			報酬総額 (決算)	/			/			906, 000	1, 638, 000	2, 544, 000
	加	4名	1人1日当たり報酬額		/			/		25, 167	33, 429	29,929
			1人1時間当たり報酬額		7	\int		7		21, 571	20,677	20,881
	子田 正	1 4	開催·実施日数	1	1	11	25	8	33	36	19	22
		7	出席委員数 (延べ日数)	11	33	44	25	24	46	36	22	93
	出	46	出席率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H19年度			平均所要時間 (分)	75	74	74	164	453	908	137	234	196
			報酬総額 (決算)							905,028	1, 638, 000	2, 543, 028
		44	1人1日当たり報酬額		/			/		25, 140	28, 737	27,344
			1人1時間当たり報酬額		'			'		11,010	7,368	8, 371
	来 国 国	1 1/2	開催・実施日数	1	10	10	26	4	30	36	14	50
			出席委員数 (延べ日数)	10	30	40	26	12	38	36	42	78
	米 四	24	出席率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H20年度		d T	平均所要時間 (分)	104	87	91	64	205	109	75	121	100
			報酬総額 (決算)							906, 000	1, 638, 000	2, 544, 000
		44	1人1日当たり報酬額		/			/		25, 167	39,000	32,615
			1人1時間当たり報酬額		'			′		20, 133	19, 339	19, 569
			開催・実施日数	11	. 5	11.5	24.5	6.3	30.8	36.0	17.8	53.8
			出席委員数 (延べ日数)	11.5	34.0	45.5	24.5	18.8	43.3	36.0	52.8	88.8
4カ年度			出席率	100.0%	89.86	98.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99. 1%	99.4%
吊杏			平均所要時間 (分)	94	85	87	112	339	210	106	175	147
	•		1人1日当たり報酬額							25, 160	31,052	28,662
			1人1時間当たり報酬額							14, 236	10,653	11,702

※「委員会の会議以外」=委員会以外の会議・研修・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務、決裁業務等公式な活動 ※「出務日数」=同一日に複数の用務があった場合は、主たる用務に計上 ※「1人1日当たり報酬額」=「報酬総額(決算)」/「出席委員数(延べ)」

⁻³⁹⁻

監査委員

年度	委員数	数	区分	10年代			111		委員会の	会議以外	111	4 平	将 人口 上 件	計畫	111
	# 4	-	間俗:生物口粉		職児監査会員	藏選		至公員	職児監査会員	議選出	1— C		職児監査会員	議選監査会員	1— C
	アンダアを対象	1名		21		21	42	٠ د		C L	οI	20		20	30
	K 1		三 刻	1000,		0.70	41	0 000		,000,	o ja	7900		7000	49
	觀見	0 &		100%	1	95%	%86	%09	I	%00I	80%	%26	1	96%	94%
H18年度	監査委員	F 0	平均所要時間 (分)	128	-	138	133	110	-	129	122	126		136	131
	議選	1 12	報酬総額(決算)									1,740,000		731, 999	2, 471, 999
	監査委員	<u>T</u>	1人1日当たり報酬額	Ī							_	72, 500	I	29, 280	50, 449
	台	2名	1人1時間当たり報酬額									34, 524	I	12,918	23, 106
	代表	٦	開催·実施日数	24	23	20	29	9	3	3	12	30	26	23	62
	監査委員	<u>1</u>	出席委員数 (延べ日数)	23	23	19	65	9	2	2	10	29	25	21	75
	識見		出席率	%96	100%	95%	%26	100%	%29	%29	83%	%26	%96	91%	95%
H19年度	監査委員	T 平	平均所要時間(分)	178	156	168	168	230	130	110	186	189	154	163	170
	議選	1 12	報酬総額(決算)	//								1,740,000	1,740,000	704, 385	4, 184, 385
	監査委員	<u>1</u>	1人1日当たり報酬額	Ī							_	60,000	69, 600	33, 542	55, 792
	台	3名	1人1時間当たり報酬額				$\left \right $					19,048	27, 117	12,347	19,691
	代表	т	開催·実施日数	28	28	27	83	2	2	1	2	30	30	28	88
	監査委員	<u>-</u>	出席委員数 (延べ日数)	28	28	27	83	1	1	0	2	29	29	27	85
	職見	_	出席率	100%	100%	100%	100%	20%	20%	%0	40%	%26	%26	%96	%26
H20年度	監査委員	<u>-</u>	平均所要時間 (分)	198	201	200	200	270	360	0	315	200	207	201	203
	議選	1 4	報酬総額(決算)									1,740,000	1,740,000	732,000	4, 212, 000
	監査委員		1人1日当たり報酬額								_	60,000	60,000	27, 111	49,553
	仁	3名	1人1時間当たり報酬額				$\left \right $					18,000	17, 391	8,093	14,646
	/		開催·実施日数	24	97	23	64	4	3	8	6	29	88	26	73
	/		出席委員数 (延べ)	24	26	22	63	3	2	2	7	27	27	24	70
3カ年度	_		出席率	%66	100%	%26	%86	%LL	%09	%82	74%	%26	%96	%26	%26
计	_	/	平均所要時間 (分)	171	181	173	174	198	207	124	173	174	182	168	174
		/	1人1日当たり報酬額									63, 628	64, 444	29, 704	52,002
		/	1人1時間当たり報酬額		1							21, 951	21, 245	10,609	17,932

※「委員会の会議以外」=委員会以外の会議・研修・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務、決裁業務等公式な活動
※「出務日数」=同一日に複数の用務があった場合は、主たる用務に計上
※「1人1日当たり報酬額」=「報酬総額(決算)」/「出席委員数(延べ)」
※「1人1日当たり報酬額」=「1人1日当たり報酬額」/「平均所要時間(分)」×60分
※離見監査委員については、3ヶ年度平均ではなく、2ヶ年度平均

行政委員の出務等の状況

公平委員会

在库	- 茶目券	₩	华 区		委員会の会議		泰	委員会の会議以外	,	•	수라	
\prec	女只久	X		委員長	委員	11111111	委員長	委員	111111111111111111111111111111111111111	委員長	委員	111111111111111111111111111111111111111
	米四日	1.4	開催・実施日数		7	2	3	9	8	10	2	15
		7	出席委員数 (延べ日数)	2	14	21	3	2	10	10	21	31
		40	出席率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
H18年度	米 河	<u>†</u>	平均所要時間(分)	44	44	44	155	141	146	22	92	92
			報酬総額 (決算)	/			/			588,000	888,000	1, 476, 000
	仙	3名	1人1日当たり報酬額		/			/	ı	58,800	42, 286	47,613
			1人1時間当たり報酬額			/			/	45,818	33, 300	37, 367
	111 111	1 4	開催·実施日数	7	4	4	4	2	6	8	5	13
		7	出席委員数(延べ日数)	4	8	12	4	8	12	8	16	24
	ж п		出席率	100%	100%	100%	100%	%001	100%	100%	100%	100%
H19年度		<u>Д</u>	平均所要時間(分)	21	21	21	154	143	146	88	82	84
			報酬総額(決算)							588,000	888,000	1, 476, 000
	岩	3名	1人1日当たり報酬額		/	ı		/		73, 500	55, 500	61,500
			1人1時間当たり報酬額			//			/	50, 400	40,672	44,060
	Ж П	1 1/2	開催·実施日数		<i>L</i>	2	3	9	8	10	2	15
		7	出席委員数 (延べ日数)	2	14	21	3	8	11	10	22	32
	水 皿	40	出席率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
H20年度		<u>L</u> 7	平均所要時間 (分)	51	12	51	155	891	157	82	06	87
			報酬総額 (決算)				/			588,000	888,000	1, 476, 000
	加	3名	1人1日当たり報酬額	1	/	1		/		58,800	40,364	46, 125
			1人1時間当たり報酬額		•	/			/	43,024	27,046	31, 742
			開催·実施日数		9	9	3	9	8	6	2	14
	/		出席委員数(延べ)	9	12	18	3	8	11	6	20	29
3カ年度	/		出席率	100%	100%	100%	100%	001	100%	100%	100%	100%
吊杏	_		平均所要時間 (分)	41	41	41	155	147	150	82	83	82
		/	1人1日当たり報酬額							63,000	45, 153	50,897
			1人1時間当たり報酬額							46, 218	32, 754	37,054

※「委員会の会議以外」=委員会以外の会議・研修・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務、決裁業務等公式な活動 ※「出務日数」=同一日に複数の用務があった場合は、主たる用務に計上 ※「1人1日当たり報酬額」=「報酬総額(決算)」/「出席委員数(延べ)」 ※「1人1時間当たり報酬額」=「1人1日当たり報酬額」/「平均所要時間(分)」×60分

業委員

丰

开		*	₹\ E		委員会の会議	り会議		委員会の会議以外(会議	5議以外(会議・研修		委員会の会	会の会議以外	(日常活動	(例		ŹΠ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
+	<u>¥</u> Щ	XX	K.S.	会長	副会長	委員	#=	会長	副会長	委員	十 4	会長 副	副会長	委員	1111111	永	副会長	委員	111111111111111111111111111111111111111
	邻城	1名	開催·実施日数	12	12	12	12	43	16	10	69	19	20	20	69	74	48	42	164
	副分長	3名	出席委員数 (延べ日数)	12	35	243	290	43	48	74	165	19	09	398	477	74	143	715	932
	委員	22名	出席率	100.0%	97.2%	92.0%	92.9%		l				l			100.0%	97.2%	92. 0%	92.9%
H18年度	仁	26名	平均所要時間(分)	47	47	47	47	150	130	150	144	49	47	47	47	107	75	57	64
	委員のうち	40	報酬総額 (決算)	/	,			/			/_				~	852,000	2, 196, 000	14, 784, 000	17,832,000
	選举委員	20名	1人1日当たり報酬額		/			/	/	,		<i>'</i>	/	,		11, 514	15, 357	20,677	19, 133
	選任委員	6名	1人1時間当たり報酬額			/				/	7				7	6, 456	12, 285	21,765	17,937
	邻最	1名	開催·実施日数	12	12	12	12	42	16	10	89	20	20	20	09	74	48	42	164
	副分長	3名	出席委員数 (延べ日数)	12	34	248	294	42	48	2.2	167	20	69	393	472	74	141	718	933
	茶員	22名	出席率	100.0%	94.4%	93.9%	94. 2%									100.0%	94. 4%	93.9%	94. 2%
H19年度	仁	26名	平均所要時間(分)	41	41	41	41	158	130	153	148	46	47	47	47	109	74	56	63
	委員のうち	40	報酬総額 (決算)	/				/			/_				~	852,000	2, 196, 000	14, 733, 298	17, 781, 298
	選举委員	20名	1人1日当たり報酬額					,	/	/		′	/	/		11, 514	15, 574	20,520	19,058
	選任委員	6名	1人1時間当たり報酬額			/					7				7	6, 338	12,628	21,986	18, 151
	邻最	1名	開催·実施日数	13	13	13	13	45	22	16	83	17	17	17	51	75	52	46	173
	副分長	3名	出席委員数 (延べ日数)	13	39	265	317	45	64	114	223	17	51	341	409	75	154	720	949
	委員	22名	出席率	100.0%	100.0%	92. 7%	93.8%									100.0%	100.0%	92. 7%	93.8%
H20年度	☆□	26名	平均所要時間(分)	99	22	22	22	141	117	139	133	49	49	49	49	105	62	99	71
	委員のうな	24	報酬総額 (決算)	/				/			/_					833, 677	2, 148, 771	14, 841, 791	17, 824, 239
	選举委員	20名	1人1日当たり報酬額			/		'	/	/		/	/	/		11, 116	13,953	20,614	18, 782
	選任委員	6名	1人1時間当たり報酬額			/					7					6,352	10,597	18,740	15,872
	/		出務日数	12	12	12	12	43	18	12	73	19	19	19	19	74	49	43	166
	/		出席委員数(延べ)	12.3	36.0	252.0	300.3	43	53	88	185	19	22	377	453	74	146	718	938
3为年度	_		出席率	100.0%	97.3%	92.9%	93. 7%									100.0%	97.3%	92.9%	93. 7%
吊		/	平均所要時間(分)	48	48	48	48	149	125	146	141	48	48	48	48	107	92	09	99
		/	1人1日当たり報酬額								_	/				11,380	14,933	20,603	18,990
			1人1時間当たり報酬額			/			<i>'</i>	/	7		/	/		6, 381	11,789	20,603	17, 264

※「委員会の会議以外(会議・研修)」=委員会以外の会議・研修・行事等への出席等の活動

^{※「}委員会の会議以外(日常活動)」=委員会としての農地に関する相談業務、現地調査等の活動

^{※「}開催・実施日数」=同一日に複数の用務があった場合は、主たる用務に計上

^{※「1}人1時間当たり報酬額」=「1人1日当たり報酬額」/「平均所要時間(分)」×60分

[※]選任委員(6名)のうち農業団体選任委員が2名(北和農業共済組合、奈良県農業協同組合)、議会選任委員が4名(うち議員が2名) ※会議・研修等においては、主催者から動員人数の要請等に基づき出席

[※]日常活動に係る開催・実施日数は、1回を1日と換算

3 行政委員会報酬に関する調書

行政委員会名

生駒市教育委員会

1 出務等を伴わない委員の活動状況(※)

把握していない。

2 委員報酬の支給単位について

① 月額報酬制を採用していることについての評価及びその理由

- ・月額報酬は妥当だと考えている。
- ・教育委員は単に会議に参加するだけでなく、合議制の執行機関の一員としての重責を担っており、 付属機関の各種委員会の委員とは異なる。
- ・全国的に教育委員会の活性化が課題とされる中で、毎月回数に関係なく会議や行事への参加を求めており、緊急の召集(臨時会)もある。
- ・月額報酬であれば、教育委員会の活性化のため、例えば今後(今年度中)、会議や視察等の回数が増 えても予算上影響は受けない。
- 予算編成及び予算執行の面でも見通しが立てやすい。

② 日額報酬制を採用する場合の課題、問題点等

- ・金額の設定が課題となるが、現在の活動状況は、内容(下記のとおり)、所要時間等、様々なため、 一律の金額を設定することは好ましくないと思われる。
- ・教育委員会の活性化が求められている中で、予算編成の際どのように見積もるか、また予算執行 に当たって予算枠にとらわれた運営にならないか、などが懸念される。

(現在の主な活動状況)

- 教育委員会会議
- ・市主催行事(成人式、市民体育祭、学校訪問等)への出席もしくは参加
- ・市以外が主催する会議・研修・行事等への出席もしくは参加

3 報酬額の水準について

① 現在の報酬金額について、業務量、他都市の水準等を勘案した場合の評価

- ・県内及び近隣の他市と比較した場合、金額は高めの設定と思われる。
- 事務局が把握している業務量(日数、時間)から考えると、金額は高めの設定と思われる。

② 日額制を採用する場合に金額設定において考慮すべき事項

一律ではなく活動内容にあわせた複数の金額の設定が必要。

※ 委員会の会議、行事等の出務を伴う公式な活動以外で、「会議出席のための準備、資料等の作成、事務局 との連絡調整、自主的研鑽」など各委員が自ら行っている活動について、その内容、頻度、業務量(負担) の程度のほか、時期(案件の有無)による繁閑、生駒市特有の事情等を含め、分かり得る範囲でできるだ け具体的に記載してください。(資料等がある場合は添付していただいても結構です。)

行政委員会報酬に関する調書

行政委員会名 選挙管理委員会

1 出務等を伴わない委員の活動状況(※)

選挙は4年間で7回以上(市長・市議・知事・県議・衆院・参院・農委)の執行があり、選挙時における選挙管理委員会委員としての出務は、委員会の会議のほか、告示日(立候補届出日)で8時間、投・開票日は15時間~19時間の長時間の執務となる。

選挙管理委員会が担う事案はいつ発生しても対応しなければならないが、衆議院の解散や直接請求などその発生予測がつきにくく、かつ一旦執行が決まると一定期間断続的な出務が求められるため、出務予定の有無に関わらず、年間を通じて対応できる状況を整えておかなければならない。例えば、本年9月に任期満了となる衆議院の総選挙の時期は極めて流動的であるが、少なくとも満了日までは、たとえ出務予定のない期間であっても一定の制約を伴わざるをえない。投票を伴う直接請求ついては、その期間中少なくとも委員会だけで6~7回の開催が必要となってくる。

2 委員報酬の支給単位について

① 月額報酬制を採用していることについての評価及びその理由

間接民主制を採用する我が国において民主政治の根幹といわれる選挙は公正かつ中立に行わなければならない。そのため、選挙によって選ばれる市長や知事とは完全に独立して選挙行政を管理し、執行する権限を持つ行政機関として地方自治法の規定により選挙管理委員会が設けられている。委員は議会において選挙され、長の選任や推薦、任命権は及ばない。

選挙管理委員会が行わなければならない事務は、極めて複雑で多岐にわたっており、選挙期日や投・開票所、開票時間の決定、選挙関係人の任命等の選挙の執行、直接請求署名の有効無効の証明などといった特定事案の発生時のみならず、選挙人名簿・在外選挙人名簿の管理(登録・抹消・失権処理など)、滞在者不在者投票の処理等々年間を通じて経常的に行わなければならない極めて重要な事務だけでも相当数あり、これら全ての処理に対しては出勤の有無に関わらず常時その責務を負っている。

また、選挙運動における規制、選挙や当選の効力についての異議申出に係る決定など、行政機関としては極めて異例な準司法的機能も有しているが、それらもその事務の一部に過ぎないものである。

さらに、事務局職員の任命権限を有するとともに、常に職員に対する管理監督責任を負っている。

以上のような重要な権限を持ち、その責務を適正に執行するため、年間を通じて事務局と緊密な連絡体制を維持しながら、事務執行について適時適切な命令、指導等を行っている。また、選挙執行時に正確かつ適正な判断、対応を行うため、頻繁に行われる選挙制度の改正内容や選挙を取りまく情勢等の情報、知識の継続的な収集に努めている。

以上に加えて、委員長については、委員会議決事案の執行、委員会からの専決事案の処理、不在者 投票管理者としての職責、事務局職員の任命、服務に関すること等も担当事務とされており、極めて 多くの事項に関して決裁業務を行っている。

また、その公正、中立性を確保すべく、公務員としての兼業、兼職の禁止といった制限のみならず、委員の在職中は区域を問わず一切の選挙運動が禁止され、その違反には刑事罰が定められている等の身分的制約も課されている。

以上のとおり、首長とは独立して選挙の執行等に関し極めて大きな権限を有するとともにその全責務を負い、事務局職員の任命権を有する選挙管理委員会の委員の職責は重大であり、常時その責務の全うを義務づけられていることから、月額による報酬の支払いは適正なものと考える。

② 日額報酬制を採用する場合の課題、問題点等

①で述べたとおり、選挙管理委員会の委員は行政機関として行った行政処分について在職中常に責任を負っており、出務の有無に関わらず異議の申し出や訴訟の対象となるべき立場にある。これほどの重責を常時担っている者に対して、執務日に限定して単なる労務の対価として報酬を支払うという日額報酬制は、適正なものとは考えられない。また、日額制を採用した場合、その責任の所在が不明確になることも考えられる。

3 報酬額の水準について

① 現在の報酬金額について、業務量、他都市の水準等を勘案した場合の評価

他市町村との比較としては、報酬金額、業務量とも平均的なものである。

都道府県との比較としては、報酬金額では1/3~1/4程度の水準であるが、業務量としては日々の処理・処分が発生する選挙人名簿・在外選挙人名簿の管理、各選挙における投・開票に係る実務等、市町村選管の所管すべき事項は多く、極めて低い水準である。

② 日額制を採用する場合に金額設定において考慮すべき事項

現在日額制を採用されている審査会、審議会、調査委員等の附属機関や任意設置の諮問機関等の委員は、特定の事案について執行機関からの諮問や依頼に対して、審議し回答することが職務であり、 その結果責任を問われることはなく、また身分的な制約もほとんどない。

選挙管理委員会は独立した行政執行機関であり、その決定事項は、市民の権利利益や本市全体に大きな影響があることはもちろん、その結果(決定・処分)に対する全責任を負っている。さらに、選挙行政に関しては公選で選ばれる市長とはほぼ完全に独立しており、ほとんど全ての権限を有するとともに責務が課されている。

このことから、報酬金額を設定するにあたっては、附属機関等の委員報酬とは明らかに異なる基準 と算定根拠によることが必要と考える。

※ 委員会の会議、行事等の出務を伴う公式な活動以外で、「会議出席のための準備、資料等の作成、事務局 との連絡調整、自主的研鑽」など各委員が自ら行っている活動について、その内容、頻度、業務量(負担) の程度のほか、時期(案件の有無)による繁閑、生駒市特有の事情等を含め、分かり得る範囲でできるだ け具体的に記載してください。(資料等がある場合は添付していただいても結構です。)

行政委員会報酬に関する調書

行政委員会名 監查委員事務局

1 出務等を伴わない委員の活動状況(※)

事前に送付された例月出納検査、定期監査、決算審査、財政援助団体等監査の資料に目を通し、当日、質疑・指摘等を行う。

住民監査請求に係るメールや電話での質疑応答や不足資料の請求をし(監査委員が独自に資料を集めて事務局に提供する場合と事務局から新たな資料を送付する場合がある)、陳述や特別監査等の資料とともに、結果の方向性の考察に役立てる。また、事務局から送付された結果案を基に、メールや電話でのやりとりをしながら思索、加筆・修正等を行う。法的解釈が主な内容になるので、事務局としては、監査委員のもつ専門知識、資料をフルに活用いただいていると認識している。

その他、事務局との日程調整、連絡調整等

2 委員報酬の支給単位について

① 月額報酬制を採用していることについての評価及びその理由

月額報酬制が妥当と考える。理由は以下のとおり。

出務日に限らず、事前に資料等を読み、予備知識をもってもらうことにより、監査当日の効率化を図っている。特に、住民監査請求については、事案によっては、資料も膨大なものとなり、とても出務日だけでこなせるものではなく、出務時間より多くの時間を割いて、資料等を収集、考察いただいているものと認識している。

事務局としては、監査委員のスケジュールが合いにくいこともあり、事務局職員が監査委員の事務所に出向いて相談する或いは出来る限り出務日を減らして、メール・電話でのやりとりで行うようにしており、そのために合議が必要な点に絞って出務日に協議いただけるようスケジュールをたてている。また、同様の理由で、1回の出務にできるだけ多くの案件を処理してもらえるようにしており、長時間にわたる濃密スケジュールとなっている。このように、出務日以外の労働を前提として、監査委員には、業務をこなしていだだいているのである。

② 日額報酬制を採用する場合の課題、問題点等

上記①で述べているように、出務日以外の労働を含めた報酬額となっているので、日額報酬制は不 適当と考える。

また、住民監査請求が1回あれば、60日以内に監査結果をださなくてはならず、受理した場合、 最低でも5回の会議が必要となり、そのほかにも必要な資料を収集し結果を出すべく理論を構築しな ければならないことを考慮すれば、そのような拘束がありながら、日額とするのは不適当である。

事務局としても、月額報酬制であるから遠慮無くメール・電話で検討依頼ができるのであり、日額報酬となれば、出務日以外に、新たに業務を課すような連絡はとりにくい。

3 報酬額の水準について

① 現在の報酬金額について、業務量、他都市の水準等を勘案した場合の評価

他市の業務量は不明であるが、本市においては、業務量に比して、報酬額は低いと考える。高度な 専門知識を要する業務をこなしていただいていること、さらに市の業務に関する相談(会計処理等) にのっていただいていることや職員研修の講師(無料)を依頼すること等に加え、出務日の拘束時間、 自宅等での拘束時間を考慮すれば、一般的な報酬額に満たないと考える。ただ、現在、監査委員は市 民の方であるので、行政参加という観点から、ボランティア的に業務をこなしていただいている面は 大きいと考えている。

② 日額制を採用する場合に金額設定において考慮すべき事項

もし、やむを得ず日額制を採用する場合であっても、業務の改善及び効率化の観点、及び、公会計が民間企業と同様の複式簿記にかわることから、今後も、公認会計士、弁護士等監査業務に関する専門知識を有する方を監査委員とすることを希望するので、職業に見合った報酬額とすること、及び出務日以外の労働を勘案した報酬額とすることを考慮すべきとは思うが、やはり、業務内容からみても、日額はなじみにくい。日額報酬とともに、年間顧問料を支払う等の検討も必要と考える。

参考:公認会計士報酬基準額 H10日本公認会計士協会「公認会計士報酬規定」

責任者 100,000 円/日 補助者たる公認会計士 90,000 円/日

会計士補 60,000円/日

技術士業務報酬 (社) 日本技術士会 技術士業務報酬の手引きによる

145,000 円/日 20,000 円/時間

某弁護士事務所 初回相談料30分5,000円~

手数料 法律関係調査 5,000 円~ 非定型書類作成 100,000 円~

※ 委員会の会議、行事等の出務を伴う公式な活動以外で、「会議出席のための準備、資料等の作成、事務局 との連絡調整、自主的研鑽」など各委員が自ら行っている活動について、その内容、頻度、業務量(負担) の程度のほか、時期(案件の有無)による繁閑、生駒市特有の事情等を含め、分かり得る範囲でできるだ け具体的に記載してください。(資料等がある場合は添付していただいても結構です。)

行政委員会報酬に関する調書

行政委員会名 生駒市公平委員会

1 出務等を伴わない委員の活動状況(※)

- ・各委員には、書籍(「公平審査ハンドブック」、「職員からの相談実務のてびき」等)を配布し、日常において、職務遂行に必要な知識の習得に努めてもらっている。
- ・公平委員会の業務に関する重要な裁判例があった場合には、会議の際に判決文等を委員に配布し、 同様の事案処理に対処するための研鑽に努めてもらっている。
- ・最近の10年においては、不服申立てや措置要求といった審査業務が生じておらず、役員の交替に 伴う職員団体の登録に関する審議及び組織変更等に伴う管理職員等の範囲を定める規則の改正が主 な議事であり、事前に相当量の資料を渡し、自宅において準備をしておいてもらわなければならな いような事案がなかった。なお、1回目の会議では事案の処理が終了しない場合には、次回に向け た資料等を渡し、各自、自宅において検討等してもらうこともある。
- ・不服申立てや措置要求が生じた場合は、相当に状況が変わると考えられる。

2 委員報酬の支給単位について

① 月額報酬制を採用していることについての評価及びその理由

- ・昭和54年12月1日に、それまでの日額から月額に変更されたが、その理由は不明である。
- ・不服申立てや措置要求といった審査業務が生じた場合には、会議の開催回数が増えるとともに、委員長や委員との連絡調整、各委員による自宅での検討、委員同士の調整など、日額による支給になじまない活動となるであろう。その場合には、報酬を月額で支給することが適当であろう。
- ・しかし、最近10年における事案については、会議の場においてのみ処理されるものが主であった。 今後もこのような活動だけであるのなら、日額によることもやむを得ないと思われる。

② 日額報酬制を採用する場合の課題、問題点等

- ・不服申立てや措置要求といった審査業務が生じた場合、特に不服申立てがあった場合には、会議外においても、前述のように委員に対する負担が生ずる。さらに、委員数は3人であり、不服申立てのような事案の場合は、全員による会議となる訳だが、不服申立て件数が複数生ずると、その負担は相当のものとなる。この場合の公平委員会は、準司法的機能を発揮すべき機関であり、複数の訴訟を処理しなければならない裁判官のようなものである。
- ・これまでの公務員制度の下では、本市のみならず他市町村を見渡しても、不服申立てや措置要求が 生じないのが一般的であったが、地方公務員法の改正(国会提出済み)により新しい人事評価制度 の導入が予定されているが、この人事評価は、職員の任用、給与及び分限の基礎となるものであり、 今後、これを巡っての不服申立てや措置要求が多発する可能性がある。また、近年の法改正により 公平委員会に課された苦情相談処理制度も、人事評価に係る職員の苦情処理の受け皿として期待さ れることも考えられる。
- ・以上のことから、公平委員会の委員の報酬を日額に切り替えることについて、公平委員会が今後どのような役割を担うことになるのか不透明であり、将来的なリスクを抱えている。よって、少なくとも新しい人事評価制度が運用され、第1段階として定着してから検討すべきであると考える。
- ・なお、話題となった行政委員会の月額報酬に係る訴訟の場である大津市の場合、公平委員会が設置 されているが、当該訴訟の対象となっていない。

3 報酬額の水準について

① 現在の報酬金額について、業務量、他都市の水準等を勘案した場合の評価

- ・前述したような最近10年の活動状況、業務量等からすると、今後もこのような状況が続くのであれば、報酬の額の見直しの検討も必要であろう。
- ・奈良県下の月額支給の市(9市)と比較した場合、最も報酬額の高い奈良市は、本市の約1.5倍の報酬額であり、3市とほぼ同額、2市がやや下回り、1市が相当下回り、2市がさらに下回って

いる。

② 日額制を採用する場合に金額設定において考慮すべき事項

- ・報酬の額が日額であった時期は、委員長と他の委員とに金額の差がなかったが、合議体としての活動の場合、つまり、会議を開き、議事の決定をする場合においては、委員長の報酬の額は、他の委員のものを上回るべきであるように思われる。しかし、以前は委員全員が出席しなければ会議を開くことができなかったが、制度が変わり、2人の委員でも会議ができる場合があり、委員長が欠席する場合も想定される。その場合、委員長の職務を代理した委員に対する報酬の額は、委員長並みであるべきかどうか検討する必要がある。
- ・報酬の額を日額とし、かつ、委員長と委員との報酬の額に差を設けた場合、3人の委員が公式行事 に出席した場合でも、それぞれの報酬を支給すべきかどうか検討が必要である。なお、各公平委員 会とで構成する団体(連合会)の行事において、委員長のみが当該団体の役員として活動する場合 もある。

行政委員会報酬に関する調書

行政委員会名 農業委員会

1 出務等を伴わない委員の活動状況(※)

- ・農地法3・4・5・20条等の申請・届に係る相談、現地調査。(延べ146件) 〔平成20年度〕
- ・農地の盛土・切土に係る相談、現地調査。 (1件)
- ・転用事実確認に係る相談、現地調査。
- ・農地無断転用防止巡回調査。 (年間 5名で6回、延べ30名)
- ・水田農業構造改革対策事業に係る現地調査。 (年1回)
- ・農家判定・土地現況証明等に係る相談、現地調査。 (26件)
- ・相続税納税猶予申請に係る相談、現地調査。 (32件)
- ・市農業際での野菜作り等相談、全国農業新聞購読者勧誘。(年1回、21名参加)
- ・各種農業委員研修会等。 (北和の農を考える集い10名参加、農家区長会合同研修会18名参加、 県農業委員大会19名参加、耕作放棄地解消活動推進研修会 正副会長4名参加、担い手確保・育成 推進大会21名参加)
- · 奈良県農業会議常任会議出席 (会長 月1回 12回出席)
- ・定例会審議事項現地調査 (正副会長 4名で12回、延べ48名)
- ・その他農業者からの相談業務。(随時)

2 委員報酬の支給単位について

① 月額報酬制を採用していることについての評価及びその理由

- ・委員活動において、定例会議以外に、農地に関しての農業者からの相談・現地調査等及び市役所と の連絡・調整業務等があり、時間数・回数等で妥当な報酬を算出することが困難である。
- ・月額報酬制により、委員の活動が時間・回数に制約されることなく、臨機応変に活動ができ、農業の振興・農業経営の合理化・農地の利用関係を調整し紛争のないよう指導すること・耕作者の農地の権利保護等の業務が行える。

② 日額報酬制を採用する場合の課題、問題点等

・定例会等日時の決まった業務については、事務局として把握できるが、地元農業者等からの相談・ 地元内での紛争調整など、事務局で把握できない部分があるので、日額報酬制を採用すれば報酬算定 に苦慮する。

3 報酬額の水準について

① 現在の報酬金額について、業務量、他都市の水準等を勘案した場合の評価

・現在の報酬金額について、業務量、他都市の水準を勘案した場合、高いと思われるが、今後定数が削減されることから、一人当たりの業務量は増加すると思われる。

② 日額制を採用する場合に金額設定において考慮すべき事項

- ・農業委員の活動形態からして、日常の農業者からの相談等について日額で、金額設定しにくい面がある。
- ※ 委員会の会議、行事等の出務を伴う公式な活動以外で、「会議出席のための準備、資料等の作成、事務局 との連絡調整、自主的研鑽」など各委員が自ら行っている活動について、その内容、頻度、業務量(負担) の程度のほか、時期(案件の有無)による繁閑、生駒市特有の事情等を含め、分かり得る範囲でできるだ け具体的に記載してください。(資料等がある場合は添付していただいても結構です。)

4 奈良県内各市 行政委員会報酬 一覧表

(平成21年4月現在) (単位:円)

	人口 (平成21	ą	教育委員 会	Š	選	学管理員:	숲	3	公平委員会	ŧ		監査	委員			農業	委員会		固定資産評	価委員会		半 位.口/
市名	年4月1日 現在)	委員長	委員	日額・月額・ 年額の別	委員長	委員	日額・月額・ 年額の別	委員長	委員	日額・月額・ 年額の別	代表監査委員	識見委員	議会選出	日額・月額・ 年額の別	会長	副会長(職務代理者 等含む)	委員	日額・月額・ 年額の別	委員	日額・月額・ 年額の別	備	考
生駒市	118,722	145,000	99,000	月額	75,500	45,500	月額	49,000	37,000	月額		145,000	61,000	月額	71,000	61,000	56,000	月額	16,000	日額		
奈良市	368,952	247,000	150,000	月額	95,000	61,000	月額	82,000	56,000	月額		247,000	47,000	月額	69,000	54,000	45,000	月額	14,500	日額		
大和高田市	71,343	136,000	94,000	月額	69,000	42,000	月額	49,000	36,000	月額	136,000	53,000	53,000	月額	63,000		53,000	月額	15,000	日額		
大和郡山市	91,464	150,000	104,000	月額	75,200	45,100	月額	52,000	39,300	月額		173,000	57,800	月額	67,100		57,800	月額	13,800	日額		
天理市	69,604	110,000	81,000	月額	59,000	35,000	月額	35,000	27,000	月額		110,000	43,000	月額	59,000		43,000	月額	11,000	日額		
橿原市	125,454	122,000	95,000	月額	62,000	48,000	月額	44,000	33,000	月額		128,000	64,000	月額	62,000		48,000	月額	10,000	日額		
桜井市	61,799	122,000	84,000	月額	60,000	36,000	月額	36,000	33,000	月額		123,000	47,000	月額	58,000		47,000	月額	12,000	日額		
五條市	36,487	80,000	70,000	月額	50,000	40,000	月額	12,000	10,000	月額		100,000	50,000	月額	47,000		40,000	月額	10,000	日額		
御所市	31,252	85,500	59,400	月額	43,200	32,400	月額	20,700	19,800	月額	103,500	19,800	19,800	月額	47,700		41,400	月額	13,900	日額		
香芝市	74,684	85,000	68,000	月額	47,000	35,000	月額	30,000	23,000	月額		100,000	45,000	月額	55,000	45,000	40,000	月額	10,000	日額		
葛城市	36,199	35,000	30,000	月額	11,500	9,000	日額	10,000	9,000	日額		30,000	25,000	月額	34,000		27,000	月額	9,500	日額		
宇陀市	36,556	49,000	36,000	月額	20,000	15,000	月額	8,000	6,900	日額		45,000	25,000	月額	34,000		24,000	月額	8,000	日額		
平均	匀	113,875	80,867		59,627	39,545		40,970	31,410		119,750	106,150	44,800		55,567	53,333	43,517		11,975			
最高	友百	247,000	150,000		95,000	61,000		82,000	56,000		136,000	247,000	64,000		71,000	61,000	57,800		16,000			
取同	DK.	奈島	市		奈良	良市		奈島	市		大和高田市	奈良市	橿原市		生駒市	生駒市	大和郡山市		生駒市			
最低	額	35,000	30,000		20,000	15,000		8,000	6,900		103,500	19,800	19,800		34,000	45,000	24,000		8,000			
		葛塘	成市		宇防	它市		宇阿	市			御所市			宇陀市	香芝市	宇陀市		宇陀市			

		人口		教育委員	員会		選挙	管理員会		公	平委員会				監査委員				農業	委員会		固定	資産評価委	員会	(単位:円)
ī	市名	(平成21 年4月1日 現在)	委員長	委員長代理(職	委員	日額・月額・ 年額の別	委員長	委員	日額・月額・	委員長	委員	日額・月額・ 年額の別	代表監査委員	常勤	識見委員	議会選出	日額・月額・	会長	副会長(職務代 理者等含む)	委員	日額・月額・	委員長	委員	日額・月額・ 年額の別	備考
奈良県	生駒市	118,722	145.000	務代理者含む)	99,000	年額の別	75,500	45,500	年額の別	49,000	37,000	年額の別			145,000	61,000	年額の別	71,000	61,000	56,000	年額の別		16,000	年額の別	
茨城県	取手市	110,808	62,000		52,000	月額	9,000	8,400	日額	9,000	8,400	日額			123,000	73,000	月額	62,000	54,000	52,000	月額		7,400	日額	
	戸田市	120,973	63,000		60,000	月額	50,000	47,000	月額	12,000	11,000	日額			76,000	57,000	月額	% 1				12,000	11,000	日額	※1平成20年8月に農業員会を廃止
	入間市	150,659	74,200	67,600	63,600	月額	40,300	30,700	月額	7,500	7,000	日額			77,400	49,800	月額	52,000	43,000	39,600	月額	7,500	7,000	日額	
埼玉県	朝霞市	128,491	49,000	42,000	40,000	月額	36,000 ※1 33,000	31,000	月額	10,000	10,000	日額			77,000	48,000	月額	43,000	39,000	36,000	月額		10,000	日額	※1委員長代理
	富士見市	105,989	56,800	44,600	41,900	月額	34,700	25,900	月額	9,200	7,600	日額			61,100	41,900	月額	41,900	33,700	31,000	月額	6,500	5,900	日額	
	ふじみ野市	104,278	53,400	41,000	41,000	月額	36,100	27,500	月額	8,400	7,000	日額			55,000	37,200	月額	36,100	30,000	27,500	月額	8,400	7,000	日額	
千葉県	我孫子市	136,152	65,000		55,000	月額	60,000	50,000	月額	% 2	%2	年額			100,000	50,000	月額	65,000		55,000 ※ 1 27,000	月額		10,000	日額	※1議会選出委員 ※2 公平委員会共同設置
	鎌ヶ谷市	105,771	53,500		46,000	月額	42,000	30,500	月額	1,000,000	700,000				66,000	43,000	月額	55,000	49,500	47,000	月額	7,400	6,800	日額	名称:千葉県市町村総合事務組
	武蔵野市	134,686	168,000	148,000	138,000	月額	77,300	67,200	月額	57,200	49,900	月額		730,000		50,000	月額	43,200		31,500	月額		13,700	日額	
	昭島市	112,808	141,000		118,000	月額	83,000	70,000	月額						140,500	60,500	月額	64,500		53,000	月額		10,000	日額	
東京都	小金井市	113,726	131,000		115,000	月額	80,000	67,000	月額	150,000	130,000		150,000		134,000	67,000	月額	67,000		57,000	月額	15,000	14,000	日額	W4 0758A H []
	東村山市	150,990	107,400		89,600	月額	59,900	44,300	月額	円以内 ※1	円以内 ※1	月額			100,100	51,900	月額	55,200		41,200	月額	16,300	14,600	日額	※1 公平委員会共同設置 名称:東京都市公平委員会
	国分寺市	117,954	116,000		95,000	月額	78,000	64,000	月額						106,000	55,000	月額	57,000		45,000	月額		9,500	日額	
	多摩市	145,560	123,000		101,300	月額	73,800	59,000	月額						113,100	57,000	月額	60,000		45,200	月額	12,800	11,000	日額)
神奈川県	海老名市	125,837	94,000		76,800	月額	34,000	28,200	月額	390,000 ※1	360,000 ※1	月額			90,000	43,400	月額	51,700	35,000	31,300	月額		8,700	日額	※1 地方公務員法第7条第4項の規 定に基づきに神奈川県に委託。報酬額 は、神奈川県人事委員会給与等に関
	座間市	128,313	105,500		86,700	月額	38,800	32,900	月額	<i>x</i> .	λ				91,900	41,300	月額	65,300		49,800	月額		8,400	日額	する条例に基づく金額
岐阜県	多治見市	117,366	50,000		40,000	月額	13,000	12,000	日額	37,000	28,000	年額			24,000	12,000	日額	18,000		15,000	月額		15,000	日額	
静岡県	三島市	112,221	52,000		44,000	月額	31,000	26,000	月額	8,000	7,500	日額			123,000	49,000	月額	40,000		29,000	月額	8,000	7,500	日額	
三重県	伊勢市	134,870	87,100		71,300	月額	50,500	40,600	月額	6,000	6,000	日額	241,400		193,900	58,000	月額	247,200	233,400	204,900	年額	6,000	6,000	日額	
滋賀県	草津市	119,543	55,500		40,200	月額	36,800	29,900	月額	6,500	6,500	日額		538,000		46,100	月額	46,100	40,200	36,800 ※ 1 40,200	月額		6,500	日額	※1部会長
	池田市	103,845	152,000		139,000	月額	47,000	37,000	月額	30,000	26,000	月額	139,000		125,000	30,000	月額	39,000	36,000 ※ 1 25,000	30,000 ※ 1 24,000	月額	36,000	30,000	月額	※1議会選出委員
	富田林市	121,497	85,000		70,000	月額	30,000	23,000	月額	21,000	17,000	月額			100,000	28,000	月額	39,000	26,000	22,000	月額		8,000	日額	
大阪府	河内長野市	116,112	100,000		75,000	月額	32,000	25,000	月額	22,000	17,000	月額			150,000	28,000	月額	30,000	27,000	24,000	月額	13,000	11,000	日額	
	松原市	127,085	103,000		89,000	月額	30,000	27,000	月額	27,000	22,000	月額			103,000	30,000	月額	30,000	25,000	23,000	月額	9,500	8,500	日額	
	箕面市	125,350	146,000		140,000	月額	48,000	38,000	月額	27,000	25,000	月額			140,000	33,000	月額	52,000	41,000	37,000	月額	27,000	25,000	月額	
<u> </u>	羽曳野市	120,006	75,000		65,000	月額	30,000	25,000	月額	20,000	15,000	月額			100,000	30,000	月額	30,000		25,000	月額		48,000	年額	
奈良県	橿原市	125,454	122,000		95,000	月額	62,000	48,000	月額	44,000	33,000	月額			128,000	64,000	月額	62,000		48,000	月額		10,000	日額	
広島県	廿日市市	118,411	57,000	39,500	35,500	月額	173,000	135,000	年額	10,500	9,200	日額	57,000		39,500	39,500	月額	357,000	324,000	302,500 ※ 1 324,000	年額		10,500	日額	※1部会長
	大牟田市	128,128	179,000		154,500	月額	38,500	32,000	月額	30,000	28,000	月額			156,000	38,500	月額	55,000	44,500	37,500	月額		5,400	日額	
福岡県	飯塚市	133,600	98,100		76,800	月額	43,800	30,700	月額	10,900	9,000	月額			170,000	45,000	月額	47,800	39,600	36,900	月額		7,700	日額	※1 地方公務員法第7条第4項の規定に基づ
	春日市	109,227	56,700		45,400	月額	375,000	308,000	年額	※1 48,000	48,000	年額			124,700	37,100	月額	375,000		308,000	年額		8,000	日額	※1 地方公務員法第7条第4項の規定に基つき、共同設置 名称: 筑紫公平委員会

	市名	人口 (平成21		教育委	員会		選名	学管理員会		1	会員委平公				監査委員				農業	委員会		固定	資産評価委	員会	備考
	III 4 <u>0</u>	年4月1日 現在)	委員長	委員長代理(職 務代理者含む)	委員	日額・月額・ 年額の別	委員長	委員	日額・月額・ 年額の別	委員長	委員	日額・月額・ 年額の別	代表監査委員	常勤	識見委員	議会選出	日額・月額・ 年額の別	会長	副会長(職務代 理者等含む)	委員	日額・月額・ 年額の別	委員長	委員	日額・月額・ 年額の別	调与
大分県	別府市	125,194	68,000		56,000	月額	34,000	28,000	月額	4,900	4,900	日額			130,000	33,900	月額	39,000		34,000	月額		4,900	区	
沖縄県	浦添市	110,285	87,000		77,000	月額	55,000	47,000	月額	214,000	181,000	月額			75,000	50,000	月額	% 1					7,000	日額	※1 農業委員会を置かない市 ※2 沖縄の復帰に伴う地方税関係以外の自治 省関係法令の適用の特別措置等に関する政令 第10条第1項第1号の規定に基づき、沖縄県が
7 下神电环	沖縄市	133,762	90,000		80,000	月額	56,000	47,000	月額	 2	*2	Л tix			76,000	42,000	月額	52,000	44,000	42,000	月額	8,000	7,000	日額	市町村等の公平委員会の事務処理を行っている。報酬額は、沖縄県人事委員会給与等に関する条例に基づく金額
	生駒市		145,000		99,000	月額	75,500	45,500	月額	49,000	37,000	月額			145,000	61,000	月額	71,000	61,000	56,000	月額		16,000	日額	
(日額を	平均額 除く。年額の場 換算。注1)	合は、月額	93,565	63,783	77,503	月額	52,502	38,235	月額	注2 28,431	注2 23,436	月額	146,850	634,000	109,069	46,150	月額	47,012	53,261	36,553	月額	9,314	9,969	日額	
/口姑士	最高額 除く。年額の場	本 日 日 哲	179,000	148,000	154,500	月額	83,000	70,000	月額	注2 57,200	注2 49,900	月額	241,400	730,000	193,900	73,000	月額	71,000	61,000	57,000	月額	16,300	16,000	日額	※固定資産評価委員会のみ日額支給
(口蝕を	換算。注1)		大牟田市	武蔵野市	大牟田市	月蝕	昭島で	ħ	力領	武蔵!	野市	月蝕	伊勢市	武蔵野市	伊勢市	取手市	力蝕	生駒市	生駒市	小金井市	力蝕	東村山市	生駒市	口蝕	対象市の最高額
(口類を	最低額 除く。年額の場	会什 日類	49,000	39,500	35,500	月額	14,416	11,200	月額	注2 3,083	注2 2,333	月額	57,000	538,000	39,500	28,000	月額	18,000	19,450	15,000	月額	6,000	4,900	日額	※固定資産評価委員会のみ日額支給
、日報を	換算。注1)		朝霞市	廿日廿	ī fi		廿日市	市	力银	多治	見市	力银	池田市	草津市	廿日市市	富田林市· 河内長野市	力银	多治見市	伊勢市	多治見市	力银	伊勢市	別府市	山田	対象市の最低額

注1 固定資産評価委員会のみ日額支給対象市の平均 注2 公平委員会における平均額・最高額・最低額は、単独設置している市のみを対象

意見・要望			いくつかの都道府県において 住民監査請求が提出されていることなど、社会情勢を考慮 し、行政委員会委員の職責や 職務の実態、他の都道府県の 状況等を踏まえ、その報酬の あり方について検証・検討さ れたい。	
主	 ・執行機関の委員は、自らの判断と責任において意思決定しており、その職務及び責任は 重大で、職務の内容、職務上の義務及び地位等を考慮すると職務及び責任に対する対価と して、月額支給とすることは、法第203条の2第2項ただし書の趣旨に反するものでは ない。 ・委員は、日常の活動の中での研鑽はもとより、会議等に臨むために事前に資料検討・情報収集を行うなどその活動は勤務日に限られているものではない。 ・行政委員の報酬については、全国の都道府県のほとんどで月額制が採用されている。報酬の額についても一般職の給与改定に合わせて減額するなど、適時見直されている。 	 ・執行機関の委員は、法律で定められた権限の執行等に関して、会議等への出席にとどまらず、職務を円滑に実施するための普段の活動などが生じるほか、その職責又は地位に伴い、法的又は実態上の義務や社会的責任といった状況が生ずる。 ・その職務内容・職責等は勤務日数に応じた額による報酬の対価として捉えがたく、それに特別の事情があることから、月額で支給するとしているものであり、その趣旨には一定の合理性があり、裁量を逸脱していない。 	・執行機関の委員は、職務上の権限行使に伴う責任や身分上の制約等が任期中常能として 課せられ、審議会委員等他の非常勤の特別職とは大きく異なる。 ・報酬は、委員会等に出席した日に対する労働の対価ではなく、その職務内容や身分に伴 う責任等に対する対価としての性格を重視しているものである。 ・委員の業務は、委員会等への出席だけでなく、事前準備などや高度な知識・経験を維 持・取得のための調査研究など出席等の日数だけでは計測できない業務が幅広くあること を踏まえると、勤務日数に応じて報酬を支給することは、業務実態に即したものとは言い 難い。	 ・行政委員会は、自らの判断と責任において権限を行使する独立した執行機関であり、その担任する事務の管理及び執行を決定する重大な責務を担っている。 ・委員は、委員会等に出席するだけでなく、議案等に対し、事前の準備、事務局等への指示、専門的見地からの調査、研究、検討等、任期中は継続的にその意思決定の過程及び職責の中に置かれており、委員の職務の内容や職責等から、勤務日数によらず月額報酬とする特別の事情があると考える。
監査結果	漢 云	業 柱	華	型
監査対象	教育委員会、選挙 管理委員会、選挙 委員会、収用委員 会	数首参	教育委員会、公安委員会、人事委員会、人事委員会、人事委員会、人事委員会、公安会、選挙管理委員会、分安会、労働委員会、分別等人。	収用委員会、人事 委員会、労働委員 会、選挙管理委員 会、教育委員会会 公安委員会、 登員
自治体名称	茶良県	兵庫県	京都府	福岡県

意見·要望	報酬条例で、すべての非常勤 の行政委員に対して月額報酬 を支給するとした部分は妥当 性を欠いていると考えられる ため、日額報酬に改めるよう 検討すべきである。	今後の対応について、より一層県民の理解が得られるよう、検討することを要望する。		大津地裁判決の上級審の判断、他の都道府県、政令指定都市における動向などを踏まえ、今後の報酬のあり方について、各行政委員会の職務内容等を勘案しながら、外部有識者の意見聴取などによる検討をされたい。
主な理由等	 ・行政委員会の役割や業務は一律ではなく、法第203条の2第2項ただし書の規定がどの範囲まで許されるのかについて明確ではないが、少なくともおよそ2分の1以上の勤務日数が必要と考えられる。 ・行政委員は、高い専門性や識見を有していることから委員に選任されており、勤務日以外にも多くの時間を要して調査研究や自己研鑽をしなければ役割を果たせないとまでは言えず、すべての行政委員に月額報酬で対応しなければならない理由は見いだし難い。 ・報酬条例における非常勤の行政委員に対して月額報酬を支給するとした部分は妥当性を欠いていると考えられるが、全国的にもほとんどの非常勤の行政委員の報酬が月額とされていることからすれば、重大かつ明白な法令違反とまでは言えない。 	・行政委員会等の委員は、事案の検討等に当たっての準備や調査・研究を行うなど高度な知識・経験を取得することが求められており、その勤務の実態については単に会議への出席のみをもって判断することはできない。 ・委員は権限を行使するに当たり、専門的かつ多岐にわたる高度な判断を要求されるという重大な職責を担っていることから、その報酬については、職務内容や職責を勘案して月額と定められている。	・非常勤の職員に対する報酬は、職務の性質や職責等、勤務量以外の事項を考慮して、報酬の額を定めることが適当な場合がある。・条例でどのような基準を定めるかは、純粋に勤務に対する反対給付であるという非常勤の職員の報酬の趣旨に反しない範囲内において、当該普通地方公共団体の合理的な裁量にゆだねられているものと解するのが相当である。	・行政委員の報酬につき法第203条の2第2項ただし書によることは勤務実態が常勤の職員と異ならない場合に限られるという考え方は合理性を欠くものであり、行政委員の職務内容、職務上の義務及び地位等を考慮の上、報酬を労働の対価というよりも責任の対価と捉え制定されている条例は、法の趣旨に反するとは直ちに断言しえない。
監査結果	無 云	型	型下	華
監査対象	楼 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	収用委員会、労働 委員会、選挙管理 委員会	教育委員会、人事 委員会、選挙管理 委員会	教育委員会、選普基金員会、選挙 (日本委員会、) (日本委員会、) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本
自治体 名 恭	自知県	香馬	京都市	神戸市

意見・要望	活動内容について必ずしも市 民に周知されているとは言え ないので、委員の活動状況や も 報酬のあり方について、市民 に対する説明責任が果たされ るよう努められたい。	でお をた	く換か る	各地で住民監査請求や住民郡 診が提起されている状況にあ り、一部の自治体では月額報 剛の見直しをする動きがあ 局 る。こうした状況を注視さ れ、市において適切に対応す るよう要望する。
主	(費用弁償条例そのものが違法であるとの請求人の主張は、財務会計上の行為について監査を求めるものとは認められず、本件監査請求は、住民監査請求としての要件を満たすものではなく、不適法なものと判断する。)	・行政委員等の非常勤職員の報酬は、単に勤務日数等の勤務実態が常勤職員と同等かどうかで判断するものではなく、職務の性質・内容及び責任の度合いによって決められるべきである。・選挙管理委員会は、執行機関であり、その委員は、長から独立して、法で定める事務を執行管理する責任を有し、住民による解職請求の対象等とされており、執行責任を問われない、附属機関の委員等と大きく異なっている。	 ・各委員は、法令の定めに基づき、市長から独立した執行機関として、重大な職責を担っており、自らの判断と責任において執行機関の意思を決定する立場にある点において、執行権を有せず執行機関の下で必要な事項の審査、調査等を行う付属機関の委員とは明らかに異なるものである。 ・各委員の職務は、事務局との緊密な事前調整や連絡調整を行うなど活動は多岐にわたるものであり、日常的に職務に関連する情報の収集、研究等を行うなど活動は多岐にわたるものであり、日常的に職務に関連する情報の収集、研究等を行うなど活動は多岐にわたるものであり、日常的に職務に関連する情報の収集、研究等を行うなど活動は多岐にわたるものであり、日常的に職務に関連する情報の収集、研究等を行うなど活動は多岐にわたるとのではなく、全の職務は、具体的に発生した勤務日数に応じた勤務量のみを基準としているのではなく、その職務内容や責任等に対する対価としての性質を重視していると見るのが相当である。 	・委員は、執行機関として意志決定にもかかわる重責を負っており、会議等に出席するだけでなく、職務を円滑に遂行するために、事務局と緊密に連絡をとりながら、常時、適切な指示を行い、緊急の事態にも対応することもある。職務に関係する情報を収集し、専門分野の知識を研鑽するなどその活動は多岐にわたっており、単に会議等の出席回数・時間をもって、その業務量を判断できるものではない。
監査結果	上單	華知	兼	型
監査対象	選挙管理委員会	選挙管理委員会、 市民オンブズマン 及び人権オンブズ パーソン	監査委員、人事委員会、選挙管理 員会、選挙管理基委会、教育委員 会、農業委員会	教育委員会、選挙 管理委員会、送平 委員会、農業委員 会
自治体 名 恭	千 東 十	川崎市	仙台市	西宮市

意見・要望			各地で住民監査請求が提出されるなどの状況にあり、市としても社会情勢を注視し、本件各委員の職責、職務、活動の実態、他都市の動向などを踏まえて、その報酬のあり方について検討されるよう要望する。
主	・委員の職務内容は、会議等への出席に留まらず、法律に定められた権限の執行等に関して普段から情報・知識の収集等の他、法的・社会的責任や身分的制限が課せられている状況であり、委員に対する報酬は、単に勤務日数に応じた額による報酬の対価として捉えがたい事情がある。	 ・行政委員の職務には、事案等の事前準備や事前調整、事務局等への指示、高度な知識や経験を維持、取得するための調査研究など、会議等への出席の日数だけでは測ることができない職務が幅広くある。 ・執行機関の委員として職務上の権限を行使し、それに伴う責任や身分上の制約等が任期中に課せられており、その職責、地位等についても考慮すべきである。 ・大津地裁判決については、現在、控訴され、係争中であることを考慮すれば、同判決の理由の中で示された解釈をもって、直ちに行政委員に係る報酬の規定が違法と評価されるものではないと考えられる。 	 ・各委員の職務権限は長から独立しており、責任を負う執行機関の委員として自ら諸手続に関与し、判断と責任において意思を決定しており、その職務および責任は、年間を通じ、常時継続する性質のものであり、重大なものである。 ・各委員は、日常の活動の中での研鑽や委員会議等に関して資料検討・情報収集を行い、事前準備や事後検討、事務局との緊密な連絡調整など活動は多岐にわたっており、その活動は勤務日に限られているものではない。 ・報酬については、中核市、道内市のほとんどで月額制が採用されている。報酬の額についても市長等の給与改定に準じて取り扱ってきている。
監査結果	棄却	華	無
監査対象	選举管理委員会, 公平委員会, 農業 委員会	教育委員会,選 管理委員会,選挙 委員会,農業委員会,監查委員会,監查委員	教育泰員会 管理泰員会, 倭員会, 選 会員会, 監 監査委員 表
自 名 称	尼喬市	姫路市	函館市

6 行政委員会 報酬支給対象勤務 (案)

各委員会への書面による調査及びヒアリングにおいて確認した範囲において、報酬支給の対象と すべき具体的な勤務範囲の例を以下のとおり示す。

1 会議への出席等に係る勤務(日額による報酬部分)

(1) 教育委員会

業務内容	支給対象 (○)	備考
教育委員会の会議	0	定例会・臨時会、事前協議等
幼稚園・学校訪問	0	
指定研究発表会(公開授業)	0	主催
成人式	0	主催行事
生駒市人権教育推進協議会 総会・研究大会	0	主催行事
市民体育大会及び市民体育祭 総合開会式	0	主催行事
市立幼稚園、小学校、中学校卒業式及		各園・学校主催
び運動会		(来賓としての儀礼的な出席)
生駒市市民憲章実践推進協議会 役員会及び総会	0	担当:市民活動推進課(委員長のみ)
いこまどんどこまつり実行委員会総会	0	担当:市民活動推進課(委員長のみ)
生駒市市民憲章のつどい		市民活動推進課主催(案内のみ)
人権を確かめ合う日の集会		人権施策課主催(案内のみ)
差別をなくす強調月間市民集会		人権施策課主催(案内のみ)
奈良県市町村教育委員長・教育長会議	0	
奈良県公立学校施設整備期成会 定期総会	0	
全国市町村教育委員会研究協議会	0	
近畿市町村教育委員研修大会	0	
奈良県市町村教育委員研修会	0	

(2) 選挙管理委員会

業務内容	支給対象 (○)	備考
選挙管理委員会の会議	0	
決裁業務	0	委員長専決
検察審査員・裁判員の候補予定者選定	0	委員長のみ
選挙関連業務(立候補予定者説明会)	0	
選挙関連業務(選挙告示、立候補受付)	\circ	委員長は選挙長として別途支給

選挙関連業務 (選挙公報順序及び氏名 掲示のくじ)	0	委員長のみ
選挙関連業務(投開票事務従事者説明 会)	0	委員長のみ
選挙関連業務(投開票事務)	0	委員長は開票事務のみ開票管理者とし て別途支給
選挙関連業務(当選証書付与式)	0	
選挙関連業務(事務従事者慰労庁内巡回)	0	委員長のみ
生駒市明るい選挙推進協会役員会	0	
成人式	0	教育委員会主催 委員長 (選挙啓発業務)
奈良県都市選挙管理委員会連合会 委員長局長会・総会・委員職員研修会	0	
近畿都市選挙管理委員会連合会総会	0	

(3) 監査委員

業務内容	支給対象 (○)	備考
監査委員による会議	0	例月出納検査、定期監査、決算審査、 財政援助団体等監査、財政健全化法に 基づく審査、住民監査請求に係る監査 その他監査委員の任務に係るもの
奈良県都市監査委員会 総会及び研修 会、定例委員会、代表監査委員及び局 長会議、合同研修会	0	
近畿地区都市監査委員会 総会及び研 修会	0	
三地区(近畿・東海・北陸) 共催都市 監査委員会合同研修会	0	

(4) 公平委員会

業務内容	支給対象 (○)	備考
公平委員会の会議	0	勤務条件に関する措置要求、不利益処 分の不服申立に係るものを含む
全国公平委員会連合会通常総会及び本 部研究会	0	
全国公平委員会連合会近畿支部総会及 び事務研究会、特別研究会	0	
奈良県公平委員会連合会総会及び事務 研究会	0	

(5) 農業委員会

業務内容	支給対象 (○)	備考
農業委員会の会議	0	定例会
決裁業務	0	会長専決
定例会審議事項事前現地調査	0	
農地無断転用防止巡回調査	0	
農家区長会合同研修会	0	
生駒市農業祭	0	
全国農業委員会会長大会	0	会長のみ
奈良県農業会議 常任会議・全体協議		会長のみ・奈良県農業会議から別途支
会・通常総会・農地現地調査		給あり
奈良県都市農業委員会連絡協議会総	0	会長のみ
会・会長会・視察研修	0	
奈良県農業委員大会	\circ	
耕作放棄地解消活動推進研修会	0	
奈良県担い手確保・育成推進大会	0	
北和の農を考える集い	0	
生駒・郡山・生駒郡管内農業委員会会 長連絡協議会総会	0	会長のみ

2 会議への出席等以外に係る勤務 (時間単位による報酬部分)

執行機関名	業務内容				
監査委員	定期監査、財政援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、決算審査等の				
	所管に係る事案についての監査結果等の書面の案の作成、原案に対する加筆修				
	正、事案に関する調査・分析等の業務				
公平委員会	職員の勤務条件に関する措置の要求についての判定等、不利益処分の不服申立				
	て等の所管に係る事案についての裁決・決定等の案の作成、原案に対する加筆				
	修正、事案に関する調査・分析等の業務				
農業委員会	農業委員会の会議において議題とされる事案その他農業委員会が処理すべき事				
	案に係る事前相談、現地調査、経由事務(意見の記載、押印等)等の業務				

行政委員会委員勤務実績報告書(案

平成 年 月 日

執行機関名	生駒市〇〇委員会	
委員氏名	(9)	

次のとおり、本執行機関が処理すべき事項について、当該執行機関の決定、指示等により会議等への出席を伴わない勤務を行いましたので報告します。

平成22年 4月分

			勤務時間				
Ш	盟田	開始	※ 丁	時間	勤務場所	具体的な勤務内容	備考
		時刻	時刻	数			
Ŋ	月	13:00	15:30	2:30	自宅(〇〇町××番地) 及び調査対象地周辺	○○町××番外2筆に係る農地法第3条の許可申請に当たり、手続の具体的方法、必要書類等について農業者から相談があり、説明を行うとともに、対象地についての現況調査を実施した	(相談内容等は別紙 添付)
20	×	10:00	13:40	3:40	○○法律事務所 (○○町 ××番地)	○○に係る住民監査請求事案について、事務局において作成した監査結果の原案への検討を行うとともに、類似事例、判例等の調査を行い、必要な加筆修正を加えた。	(修正内容、調査結 果は別紙添付)

	備考				
	具体的な勤務内容				
	勤務場所				
	時間	数			
勤務時間	上褟	時刻			
TAII	開始	時刻			
	曜日				11111111
	Ш				<□

- この報告書は、執行機関の会議への出席など日額報酬の対象となる勤務以外で委員個人が行った勤務の報告を行い、時間単位による報酬の算定基礎となるものです。
 「勤務時間」:当該勤務を行うに当たり、拘束された時間を記載してください。
 「勤務場所」:勤務を行った場所の名称(自宅、事業所名等)と所在地を記載してください。
 「具体的な勤務内容」:勤務の対象となった案件名、作業(調査、書面作成、相談等)の具体的な内容、執行機関の業務との関連、進捗状況等を詳細に記載してください。
 (添付資料)

- 調査・分析・相談等の結果を示す書面等) 勤務の状況等を示す資料、成果物等がある場合は添付してください。(勤務において作成・修正した書面、

各行政委員会の実状に応じて記載項目等を適宜修正することが望ましい

【この様式は標準的な例であり、

報酬の支給形態及び報酬額の水準の見直しに伴う財政効果

 ∞

⁽単年度限りの臨時的な会議を除く。) ※日額による報酬額の「延べ日数」 調書に基づくH18~H20年度平均実績(選管はH17~)※時間単位による報酬額の「時間数」 (監査委員)3回/月×3時間×12ヶ月×2名=216時間(農業委員会)調書に基づくH18~H20年度平均実績

《資料》

1 生駒市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における行政改革の推進に当たり、広く市民の意見を求めるため、生駒市行政 改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行政改革の推進に関し必要な事項について審議し、市長に提言するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民団体等の代表者
 - (3) 一般公募市民
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長等)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、委員長を補佐する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員のうちから委員長代行を指名することがで きる。
- 6 委員長代行は、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(専門部会)

- 第7条 委員会に専門的な検討が必要な事項について審議させるため、必要に応じて専門部 会を置くことができる。
- 2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長が委員のうちから指名する者
- (2) その他委員長の指名に基づき市長が委嘱する者
- 3 専門部会の部会員の任期は、当該専門部会に係る事項の審議が終了するまでの間とする。
- 4 専門部会に部会長を置き、各専門部会に属する者の互選により定める。
- 5 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、各専門部会に属する者のうちから部会長代理を 指名することができる。
- 7 部会長代理は、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 委員長(専門部会にあっては部会長)は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

2 行政委員会報酬等検討部会委員名簿

区分	役職等	氏名	委員会役職
学識経験者	公認会計士	マツヤマ ハルユキ 松山 治幸	部会長
	立命館大学 教授 (政策科学部)	#U 502+ 森 裕之	部会長代理
一般公募	市民	がいまれる。	
	市民	ハセガワ ミチォ 長谷川 道男	

3 行政委員会報酬等検討部会検討経過

口	開催日	検 討 内 容
第1回	4月30日	・部会長等の選任 ・会議の公開について ・行政委員会報酬等検討部会における検討について ー検討の趣旨・検討スケジュール等について
第2回	5月28日	・現状及び課題の確認について ・行政委員会への照会及びヒアリングについて
第3回	6月26日	・行政委員会へのヒアリング(1)① 生駒市選挙管理委員会事務局② 生駒市公平委員会事務局担当課(総務課)
第4回	7月16日	・行政委員会へのヒアリング(2)① 生駒市教育委員会事務局担当課(教育総務課)② 生駒市農業委員会事務局
第5回	8月19日	・行政委員会へのヒアリング (3) ① 生駒市監査委員事務局
第6回	9月11日	・提言書構成案について
第7回	10月8日	・提言書内容の検討について
第8回	10月29日	・提言書のとりまとめ